

## 調整給付 Q & A

Q1 私は定額減税・調整給付の対象ですか。

個人住民税の定額減税の対象となる方には、特別徴収税額通知又は納税通知書に定額減税の金額を記載しますのでご確認ください。

また、記載されている税額は令和 6 年度個人住民税における定額減税を適用後の額となります。

令和 6 年度個人住民税で定額減税しきれなかった方や、令和 6 年分所得税で定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、調整給付の支給に関して通知を令和 6 年 7 月下旬より順次お送りしますので、その内容をご確認ください。

Q2 私はどの自治体から定額減税・調整給付を受けるのでしょうか。

個人住民税の定額減税及び調整給付を実施するのは令和 6 年度個人住民税を課税されている自治体となります。

Q3 調整給付の給付額が不足していることが判明した場合はどうなりますか。

所得税分の「定額減税しきれない額」の算出において用いる令和 6 年分推計所得税額は、令和 6 年度分の個人住民税の課税情報に基づき推計した額を活用しており、実額による算定ではないことを踏まえ、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後、調整給付の給付額に不足が生じる場合には、令和 7 年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

また、令和 6 年度個人住民税の年税額が年度途中に修正されたことにより調整給付の給付額に不足が生じた場合も同様に令和 7 年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

**Q4 給付金は課税対象になりますか。**

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」に基づき非課税であり、差押え等ができないものとなります。また、生活保護制度においても、今回の給付は収入として認定しないこととされています。

**Q5 令和 5 年度に住民税非課税世帯給付金（7 万円）もしくは住民税均等割のみ世帯給付金（10 万円）を受給しましたが、調整給付は支給対象となりますか。**

調整給付の支給対象に該当する場合は、令和 5 年度の住民税非課税世帯給付金（7 万円）もしくは住民税均等割のみ世帯給付金（10 万円）を受給した方も対象となります。

**Q6 調整給付を国外金融機関口座へ振り込んでもらうことはできますか。**

給付金の振込は国内金融機関口座のみとなります。申し訳ございませんが、国外金融機関口座への振込はできません。

**Q7 調整給付額を決定する際に使用している「令和 6 年分推計所得税額（減税前）」はどのようにして算定しているのですか。**

令和 6 年分の所得税額は、現時点で見込めないことから、令和 6 年度分の個人住民税の課税情報に基づき推計した所得税額を用いています。

なお、令和 6 年分所得税額が確定した後、調整給付額に不足が生じた場合には、令和 7 年度に不足分を給付いたします

**Q8 令和5年中に出国し、令和6年1月1日には国外に居住していた場合、定額減税及び調整給付の対象になりますか。**

個人住民税の賦課期日である令和6年1月1日に国外に居住していた場合、令和6年度個人住民税課税対象外となり、個人住民税の定額減税及び調整給付の対象とはなりません。

なお、令和6年6月3日時点で本市に居住しており、一定の要件を満たす場合は、物価高騰重点支援交付金（新たな非課税世帯等）を受給することができる場合があります。

**Q9 令和6年中に子どもが生まれた場合や、扶養親族が増えた場合、調整給付額はどうなりますか。**

令和6年度分の個人住民税に係る扶養親族の判定時期は、地方税法の規定に基づき、令和5年12月31日の現況によるとされています。そのため、令和6年中に子どもが生まれたり扶養親族が増えた場合でも、令和6年度住民税の扶養親族にはならないため定額減税の加算対象なりません。

一方、所得税に係る扶養親族の判定時期は、所得税法の規定に基づき、令和6年12月31日の現況によるとされています。そのため、令和6年1月2日以降に出生した扶養親族については、定額減税の対象となります（扶養親族追加の手続き等の詳細は、会社の給与担当または税務署へお問い合わせください）。以上のことをふまえ、調整給付の金額に不足が生じる場合には、令和7年度に不足額給付を実施します。

**Q10 ふるさと納税の限度額に影響はありますか。**

ふるさと納税の限度額は、定額減税前の所得割額から算出するため、定額減税や調整給付に影響はありません。

Q11 給付金を振り込むので、ATMに行くよう言われました。大丈夫でしょうか。

市区町村や国（の職員）などが ATM（銀行・コンビニ等の現金自動支払機）の操作をお願いすることは、ありません。

また、受給にあたり、手数料の振込みを求めることがありません。怪しいと感じられた場合はお住まいの市区町村又は警察署にご相談ください。